

# 新座市特定環境保全公共下水道事業 経営戦略

平成31年2月

新座市上下水道部下水道課



## 新座市特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 埼玉県 新座市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 31 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成2年度(供用開始後29年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法非適用 ※平成32年4月1日から地方公営企業法を適用予定(一部適用)
処理区域内人口密度	7,471人/km <sup>2</sup>	流域下水道等への接続の有無	荒川右岸流域下水道に接続
処理区数	1処理分区 本事業(特定環境保全公共下水道事業)は、市内のうち、道場及び堀ノ内地区の一部における下水道事業であり、当該地区の整備済み面積は34haです(市内全体の整備済み面積1,475.6ha)。		
処理場数	荒川右岸流域下水道に接続しているため、処理場はありません。		
広域化・共同化・最適化実施状況*1			

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金(1か月につき) 10m <sup>3</sup> まで:740円 超過使用料(1か月につき) 10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで:1m <sup>3</sup> につき75円 20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで:1m <sup>3</sup> につき86円 30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで:1m <sup>3</sup> につき97円 50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで:1m <sup>3</sup> につき109円 100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで:1m <sup>3</sup> につき120円 500m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで:1m <sup>3</sup> につき131円 1,000m <sup>3</sup> を超えるもの:1m <sup>3</sup> につき142円 ※使用料は、上記基本料金及び超過使用料に消費税及び地方消費税を加算した額		
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様です。		
その他の使用料体系の概要・考え方	公衆浴場から排除される汚水については、排除汚水量1m <sup>3</sup> につき61円です(1か月につき)。		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 1,609円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 2,128円
	平成28年度 1,609円		平成28年度 2,136円
	平成29年度 1,609円		平成29年度 2,364円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成30年4月1日現在 14名（下水道事業特別会計） ※公共下水道事業と兼務
事業運営組織	新座市 — 上下水道部 — 下水道課 — 下水道業務係 — 排水設備係 — 下水道工務係

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ保守点検、水質検査、管渠清掃、下水道台帳更新作成等を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

平成29年度決算における経営比較分析表を添付しております。  
現状分析については、当該分析表の分析欄のとおりです。

## 2. 経営の基本方針

《本市下水道事業は、公共下水道事業（狭義）と特定環境保全公共下水道事業により構成されておりますが、予算及び決算については両事業をまとめて一つの特別会計として整備・運用していることから、公共下水道事業（狭義）と同様の基本方針としております。》

本市の下水道事業は、生活環境の向上、河川等の公共用水域の水質保全を図るため、荒川右岸流域関連公共下水道として、昭和49年度に都市計画法の適用を受け事業に着手し、公共下水道事業（狭義）は昭和57年8月に、特定環境保全公共下水道事業は平成3年3月に供用を開始しました。平成29年度末時点の整備状況については、公共下水道事業（狭義）と特定環境保全公共下水道事業を併せ、許可区域面積1,584.3haに対し、整備済面積は1,475.6ha、普及率は94.4%となっています。今後も安定したサービスを維持していくため、次の点を基本方針として取り組んでいます。

### ○下水道施設の適正な維持管理を中心とした持続的な下水道事業の運営

本市下水道事業は、近い将来、耐用年数の50年を経過する管渠が増加していくことから、当該施設の維持のため、老朽化に伴う適正な管渠更新、改築改良工事の実施は最重要課題の一つと捉えております。このため、今後、下水道施設を計画的・持続的に管理することを目的とした「汚水ストックマネジメント計画」及び「雨水ストックマネジメント計画」を定め、計画策定後は、本計画に沿った適正な維持管理を進めてまいります。また、雨水事業については、今後「新座市雨水管理総合計画」を策定し、集中豪雨等による溢水被害の対策の強化を図ってまいります。

### ○経営の安定化

近年の下水道事業を取り巻く環境が大きく変化しており、このような変化に対応するためには、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、経営の健全化を図っていくことが重要です。このため、平成32年度から地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計を導入することとしております。これにより、本下水道事業の財務状況をより詳細に把握できるため、移行後に改めて総合的に経営状況を分析し、適切な財政マネジメントに努めてまいります。

## 3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### ○投資の目標に関する事項及び管渠等の建設・更新に関する事項

##### ・整備事業について

「荒川右岸流域関連新座公共下水道全体計画」、「荒川右岸流域関連新座公共下水道事業計画（認可計画）」、「新座市公共下水道汚水整備10か年計画見直し」、「新座市公共下水道雨水整備10か年計画見直し」等に基づき、経営・財政状況を勘案し、計上しております。ただし、汚水における整備事業は完了しております。雨水事業については、近年の集中豪雨等による溢水被害の対策を講じるため、現在、「新座市雨水管理総合計画」を進めており、当該策定後に本投資額の見直しを図る予定です。

##### ・改築改良事業について

本事業（特定環境保全公共下水道事業）については、平成39年度時点においても耐用年数である50年を迎える管渠はないため、計上を見送っております。ただし、今後、老朽化に伴う適正な管渠更新、改築改良工事の実施のため、「汚水ストックマネジメント計画」及び「雨水ストックマネジメント計画」を策定する予定であり、当該策定後に改築改良工事が必要となる管渠があれば、見直しを図ってまいります。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### ○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

##### ・収入の見直しについて

「新座市人口ビジョン」による将来推計人口及び近年の数量区分別使用水量の状況を考慮し予測有収水量を算出しております。これに平均使用料単価を乗じたものを予測使用料収入として計上しております。なお、平成31年10月に改正が見込まれる消費税率10%についても反映しているものです。

##### ・使用料の見直しについて

平成32年度から地方公営企業法の一部を適用し、公営企業化することに伴い、本下水道事業の財務状況をより詳細に把握できるため、企業化移行後に、投資額の見直しを図った上、総合的に経営状況を分析し、必要に応じて、使用料改定の有無の検討をいたします。

#### ○国庫補助金及び企業債に関する事項

現時点では、建設工事（資本的取引）は予定していないため、国庫補助金及び企業債は計上しておりません。

#### ○繰入金に関する事項

平成33年度までは総務省通知に基づく「基準内繰入金」及び収支差分を補てんする「基準外繰入金」により構成していますが、平成34年度から汚水資本費が減少することに伴い、基準内繰入金のみを計上しています。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ○職員給与費に関する事項

現状の職員数を前提に平成30年度予算をベースに算定しました。

#### ○委託費、その他に関する事項

平成30年度予算をベースに過去の実績を考慮し、算定しました。また、経費のうち、金額が大きい「荒川右岸流域下水道維持管理負担金」については、使用水量により変動するため、「料金の見直し」で算出した予測有収水量を用いて算定しています。

**(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	汚水整備事業は完了しているため、本事項に関する該当はありません。
投資の平準化に関する事項	今後、「汚水ストックマネジメント計画」、「雨水ストックマネジメント計画」及び「新座市雨水管理総合計画」を策定いたしますが、当該計画策定後に見直しを図り、事業を実施する場合は、財政状況を勘案し、投資の平準化に努めてまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の委託事業については継続していくとともに、新たに委託を検討できる事業については先進市の取組事例等を参考に本市の実態に即して導入の是非を研究してまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成32年度から地方公営企業法の一部を適用し、公営企業化することに伴い、本下水道事業の財務状況をより詳細に把握できるため、企業化移行後に、投資額の見直しを図った上、総合的に経営状況を分析し、必要に応じて、使用料改定の有無の検討をいたします。
資産活用による収入増加の取組について	先進市の取組事例等を参考に本市の実態に沿った資産活用について、引き続き研究してまいります。
その他の取組	今後、建設改良事業を見直し、実施する場合は、過不足ない国庫補助金の活用を進めるとともに地方債の発行により、適切な財源確保を図ってまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の委託事業については継続していくとともに、新たに委託を検討できる事業については先進市の取組事例等を参考に本市の実態に即して導入の是非を研究してまいります。
職員給与費に関する事項	新座市職員定数適正化計画（見直し）を踏まえつつ、事業内容の変化など必要に応じて適切な人員配置を行ってまいります。
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	今後、「汚水ストックマネジメント計画」及び「雨水ストックマネジメント計画」を策定いたしますが、当該計画策定後に見直しを図り、事業を実施する場合は、財政状況を勘案し、適切に計上してまいります。
委託費に関する事項	現在の委託事業については継続していくとともに、新たに委託を検討できる事業については先進市の取組事例等を参考に本市の実態に即して導入の是非を研究してまいります。
その他の取組	下水道台帳図を電子化し、これにより、台帳図の更新に係る経費を削減するとともに、維持管理に係る業務の効率化を図ります。また、上記の電子化以外の事業についても必要な経費削減方法について研究してまいります。更に事業概要や決算状況等について、市ホームページ等を通じて情報公開に努め、経営の透明性を図ってまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本公共下水道事業は、管渠の老朽化に伴い、適正な管渠更新、改築改良工事の実施は最重要課題の一つと捉えております。このため、ストックマネジメント計画策定や地方公営企業法の一部を適用し公営企業化することを通じ、適正な現状把握と経営見通しの検証を行い、本経営戦略の適宜適切な見直しを図ってまいります。
---------------------	--

# 経営比較分析表（平成29年度決算）

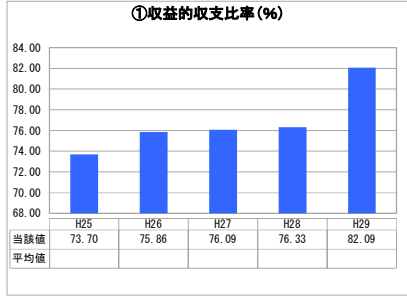
埼玉県 新座市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	1.53	97.06	1,609

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
165,486	22.78	7,264.53
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,540	0.34	7,470.59

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
【	平成29年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



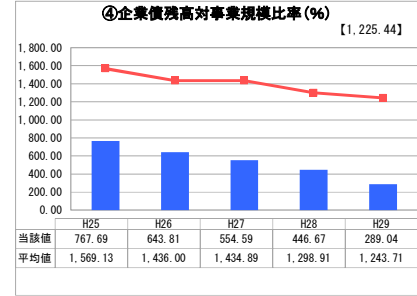
「単年度の収支」



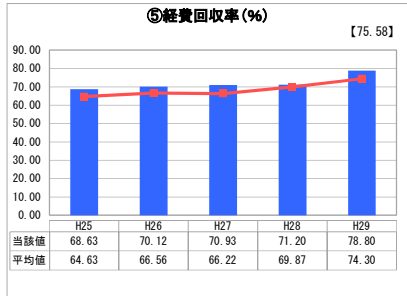
「累積欠損」



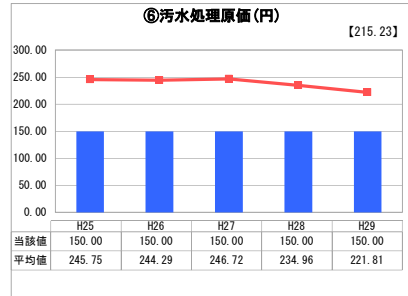
「支払能力」



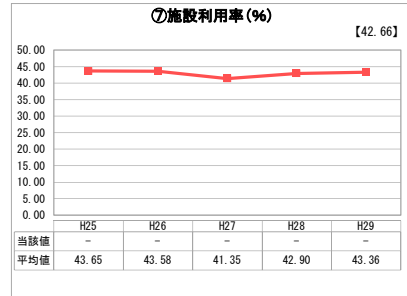
「債務残高」



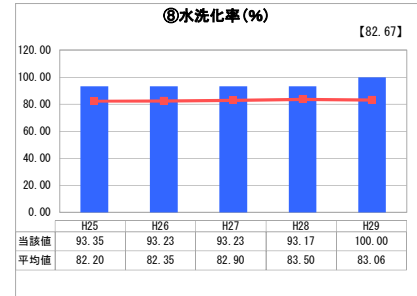
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

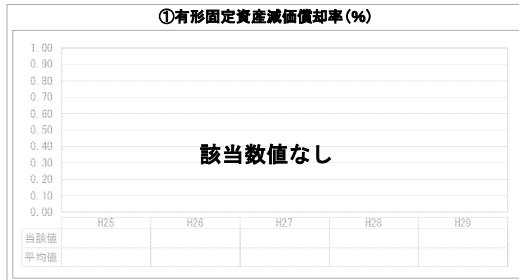


「施設の効率性」

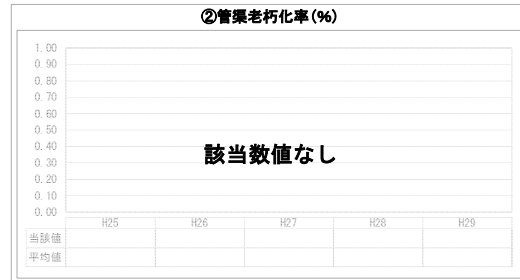


「使用料対象の捕捉」

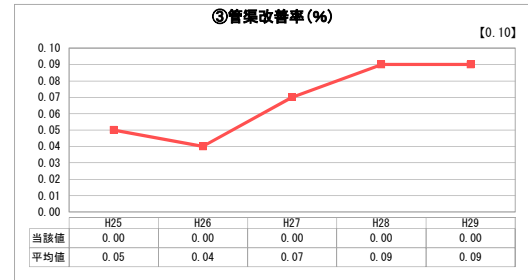
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率  
適正値である100%を下回っており、単年度収支が赤字の状況が続いているが、資本費が徐々に減少してきていることに伴い、当該比率は改善傾向にある。今後も同様の傾向を見込んでいる。
- ④企業債残高対事業規模比率  
類似団体より低い水準となっている。これは、管渠の整備が完了していることから新規の借入がなく、企業債残高が減少していることによる。
- ⑤経費回収率  
資本費が徐々に減少してきていることに伴い、当該回収率はやや改善傾向にある。今後も同様の傾向を見込んでいる。
- ⑥汚水処理原価  
汚水1m<sup>3</sup>あたりの処理費で、150円を超えるものは一般会計が負担することとしている。

- ⑧水洗化率  
全国平均及び類似団体平均値よりも高い状態であるが、引き続き水洗化指導を実施し、使用料収入の確保を目指す。

### 2. 老朽化の状況について

- ③管渠改善率  
供用開始から経過年数が約25年であり、耐用年数を勘案すると、現在は老朽化対策の緊急性は高くなく、原則として更新は発生していない。

## 全体総括

地方公営企業法を適用に向けて作業を進めており、今後は、財務諸表の作成を通じて経営状況・資産を正確に把握するとともにストックマネジメント計画の策定に取り組み、経営健全化を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		29年度 (決算)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	42,640	37,281	31,075	29,774	29,770	29,712	29,708	29,679	29,679	29,679	29,693
	(1) 営 業 収 益 (B)	29,141	26,230	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369
	ア 料 金 収 入	29,141	26,230	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他 (うち雨水処理負担金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益	13,499	11,051	1,706	405	401	343	339	310	310	310	324
	ア 他 会 計 繰 入 金	13,499	11,051	1,706	405	401	343	339	310	310	310	324
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	17,446	15,272	16,676	14,507	14,055	14,219	13,223	13,329	13,047	12,799	12,768
	(1) 営 業 費 用	13,121	11,791	13,661	11,949	11,944	12,537	11,934	12,419	12,419	12,371	12,410
	ア 職 員 給 与 費 うち退職手当	937	807	692	938	938	934	938	840	840	839	884
	イ そ の 他	12,184	10,984	12,969	11,011	11,006	11,603	10,996	11,579	11,579	11,532	11,526
	(2) 営 業 外 費 用	4,325	3,481	3,015	2,558	2,111	1,682	1,289	910	628	428	358
	ア 支 払 利 息 うち雨水利息 うち汚水利息 うち一時借入金利息	3,633	3,126	2,625	2,178	1,730	1,303	909	570	288	88	0
イ そ の 他	692	355	390	380	381	379	380	340	340	340	358	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	25,194	22,009	14,399	15,267	15,715	15,493	16,485	16,350	16,632	16,880	16,925	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	9,301	12,054	7,855	5,120	4,344	83	0	0	0	0	0
	(1) 地 方 債 うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	9,301	12,054	7,855	5,120	4,344	83	0	0	0	0	0
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	34,495	34,063	22,254	20,387	20,059	12,708	11,509	9,926	7,561	4,323	0
	(1) 建 設 改 良 費 うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	34,495	34,063	22,254	20,387	20,059	12,708	11,509	9,926	7,561	4,323	0
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 25,194	△ 22,009	△ 14,399	△ 15,267	△ 15,715	△ 12,625	△ 11,509	△ 9,926	△ 7,561	△ 4,323	0	



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	平成 29年度 (決算)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度	平成 39年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	2,868	4,976	6,424	9,071	12,557	16,925
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)	0	0	0	0	0	0	2,868	7,844	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	2,868	7,844	14,268	9,071	12,557	16,925
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	0	0	0	0	0	2,868	7,844	0			
実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	14,268	9,071	12,557	16,925
(N)-(O) 赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )											
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	82.09	75.57	79.82	85.33	87.27	110.34	120.12	127.62	144.02	173.34	232.56
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	29,141	26,230	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369	29,369
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)											
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)											
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)											
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)											
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)											
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)											
地 方 債 残 高 (X)	142,789	108,727	86,473	66,086	46,027	33,319	21,810	11,884	4,323	0	0
基 金 残 高	0	0	0	0	0	0	0	14,268	23,339	35,896	52,821

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	平成 29年度 (決算)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度	平成 39年度
収 益 的 収 支 分	13,499	11,051	1,706	405	401	343	339	310	310	310	324
うち基準内繰入金	13,446	11,005	1,666	351	347	343	339	310	310	310	324
うち基準外繰入金	53	46	40	54	54	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	9,301	12,054	7,855	5,120	4,344	83	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	1,460	1,444	386	388	391	83	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金	7,841	10,610	7,469	4,732	3,953	0	0	0	0	0	0
合 計	22,800	23,105	9,561	5,525	4,745	426	339	310	310	310	324